

研究開発税制について

平成31年1月28日
文部科学省 科学技術・学術政策局
企画評価課



文部科学省

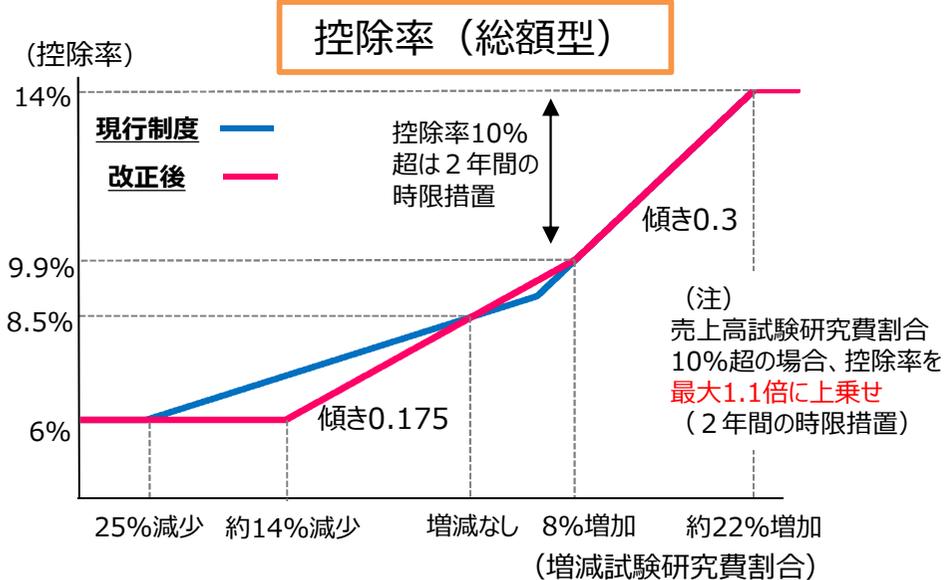
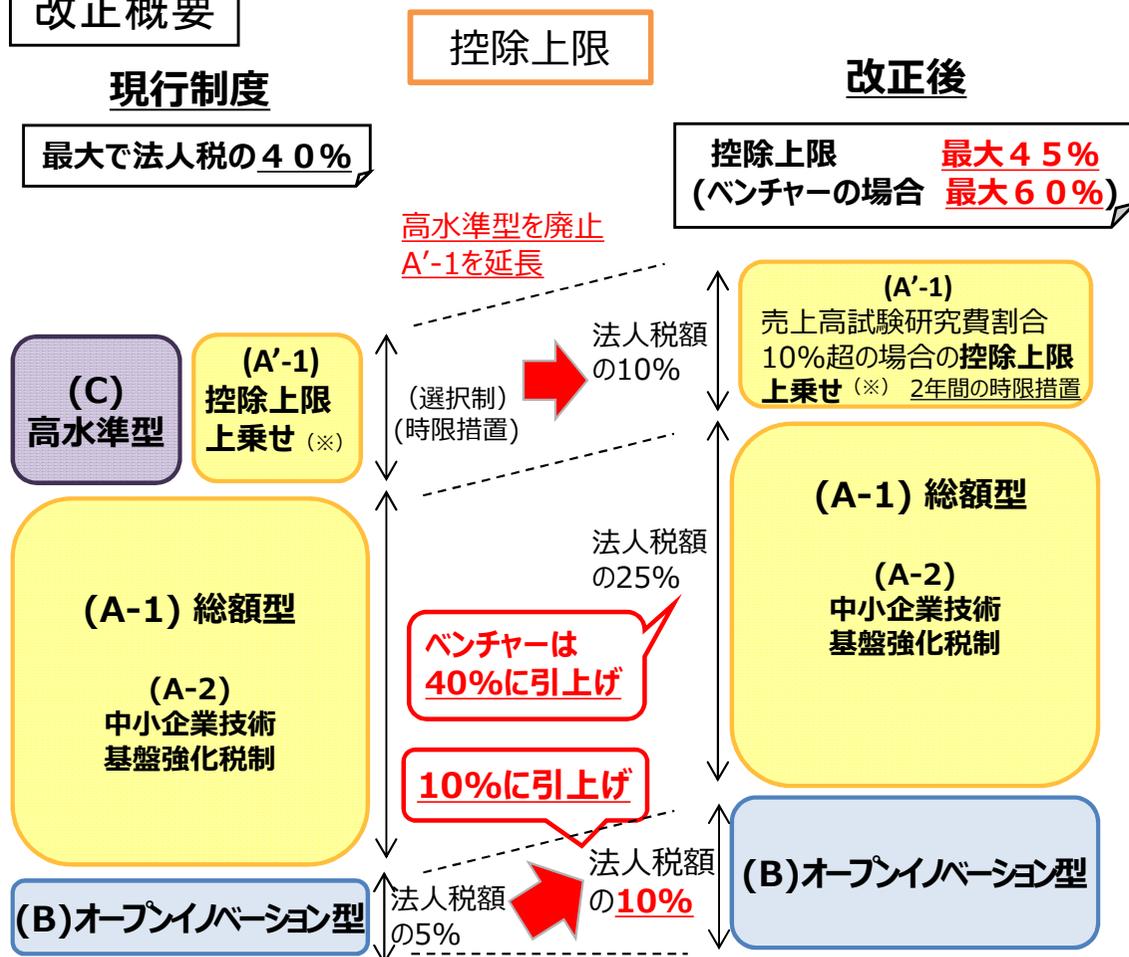
研究開発税制 2019年度改正事項概要

「平成31年度税制改正の大綱」（平成30年12月21日閣議決定）を基に文部科学省作成

民間企業の研究開発投資の「量」と「質」の向上を図るため、以下の制度改正を行う。

- ①ベンチャー企業の総額型の控除上限について法人税額の40%（現行：25%）に引上げ
- ②オープンイノベーション型における研究開発型ベンチャーとの共同研究における控除率を25%（現行：20%）に上げると共に控除上限を10%（現行：5%）に引上げ
- ③総額型の控除率の上限を14%（原則：10%）とする特例の2年延長
- ④試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合の控除上限の上乗せ措置の簡素化
- ⑤大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担うURA（リサーチ・アドミニストレータ）の人件費の適用を明確化 など

改正概要



控除率（オープンイノベーション型）

現行制度

相手方が大学・特別研究機関等の場合：30%
相手方がその他（民間企業等）の場合：20%
(委託研究の場合、大企業等は対象外)

改正後

控除率の上乗せ、対象拡大

研究開発型ベンチャーとの共同研究等：20%⇒25%
大企業等への委託研究(※)：対象外⇒20%
さらに、大学との共同研究に係る対象費用の適正化 (URA人件費)

(※) 中小企業については、別途上乗せ措置あり

※基礎・応用研究又は知財利用を目的とした研究開発に限る。単なる外注等を除く。